

金沢市における美しい景観のまちづくりに関する規則（平成21年規則第58号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(工作物)</p> <p>第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門、塀その他これらに類するもの</p> <p>(2) 煙突</p> <p>(3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）</p> <p>(4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(6) 擁壁</p> <p>(7) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</p> <p>(8) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(9) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</p> <p>(10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>(12) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設</p> <p>(13) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設</p> <p>(14) 橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの</p>	<p>(工作物)</p> <p>第3条 条例第2条第3号に規定する規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 門、塀その他これらに類するもの</p> <p>(2) 煙突</p> <p>(3) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）</p> <p>(4) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</p> <p>(5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>(6) 擁壁</p> <p>(7) 乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの</p> <p>(8) ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設</p> <p>(9) メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの</p> <p>(10) コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>(11) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設</p> <p>(12) 汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他処理施設</p> <p>(13) 築造面積が300平方メートルを超える自動車車庫の用に供する立体的な駐車施設</p> <p>(14) 橋りょう、堤防、護岸その他これらに類するもの</p>

(15) 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備(以下「太陽光発電設備等」という。)で建築物以外のもの

(届出又は通知を要しない行為)

第7条 条例第15条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(3) 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第10条の承認を受けて行う行為

(4) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第4条第1項の許可を受けて行う行為

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第15条第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

(4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

(届出又は通知を要しない行為)

第7条 条例第15条第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条の2第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 石川県文化財保護条例(昭和32年石川県条例第41号)第14条第1項若しくは第35条第1項の許可を受けて行う行為又は同条例第15条第1項(同条例第36条において準用する場合を含む。)の規定による届出に係る行為

(3) 金沢市文化財保護条例(昭和48年条例第8号)第10条の承認を受けて行う行為

(4) 金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号)第4条第1項の許可を受けて行う行為

2 条例第15条第3号に規定する規則で定める工作物は、第3条各号に掲げる工作物以外の工作物とする。

3 条例第15条第4号に規定する規則で定める土地の形質の変更は、次に掲げるものとする。

(1) 仮設の建築物の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(2) 仮設の工作物の新設、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更

(3) 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更

(4) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

- (5) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)を除く。)
- 4 条例第15条第5号に規定する規則で定める木竹の伐採は、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う木竹の伐採とする。
- 5 条例第15条第6号に規定する規則で定める物件の堆積は、次に掲げるものとする。
- (1) 物件の堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (2) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う物件の堆積
- 6 条例第15条第7号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)
- (3) 工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。)の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「建設等」という。)で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

- (5) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う土地の形質の変更(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)を除く。)
- 4 条例第15条第5号に規定する規則で定める木竹の伐採は、伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う木竹の伐採とする。
- 5 条例第15条第6号に規定する規則で定める物件のたい積は、次に掲げるものとする。
- (1) 物件のたい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (2) 伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域以外の区域内で行う物件のたい積
- 6 条例第15条第7号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの
- (3) 工作物(橋りょうを除く。)の新設、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの
- (4) 別表第2の左欄及び中欄に掲げる行為の種類及び地域の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める規模のもの

別表第1（第6条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更(以下「 <u>建築等</u> 」という。)又は工作物の <u>建設等</u>	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
	立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種類、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

別表第1（第6条関係）

行為の種類	図書の種類	図書の規格	明示すべき事項
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更(以下「 <u>建築等</u> 」という。)又は工作物の <u>新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更</u> (以下「 <u>建設等</u> 」という。)	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	縮尺100分の1以上	方位、敷地の境界線、建築物又は工作物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	縮尺50分の1以上	各階の間取り及び用途
	立面図(建築物又は工作物の彩色が施された4面以上のもの)	縮尺50分の1以上	各面の方位及び寸法、仕上げ方法、材料の種類、広告物件並びに色彩(マンセル値を表示したもの)
	断面図	縮尺50分の1以上	建築物又は工作物の高さ及び各階の高さ
	色見本等		外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

	その他図書		参考となるべき事項
開発行為	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土地利用計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排

	その他図書		参考となるべき事項
開発行為	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排水施設その他主要構造物の位置、土地利用計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
土地の開墾、土石の採取、鉋物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の境界線、切土及び盛土の位置、排

		上	水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（ ^{のり} 法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件の <u>堆積</u>	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件の <u>堆積区域</u> 、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置

		上	水施設その他主要構造物の位置、土石の採取区域、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置
	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（ ^{のり} 法高、切土、盛土及び排水施設その他主要構造物を表示したもの）並びに排水施設その他主要構造物の断面
	植栽計画図	縮尺2,500分の1以上	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件の <u>たい積</u>	位置図	縮尺2,500分の1以上	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	縮尺2,500分の1以上	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種、目回り寸法、物件の <u>たい積区域</u> 、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置

	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（木竹の伐採の場合を除く。）並びに伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

	断面図	縮尺100分の1以上	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（木竹の伐採の場合を除く。）並びに伐採木竹の位置
	現況写真		行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

別表第2（第7条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等 <u>（太陽光発電設備等の設置に係る建築等を除く。）</u>	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域及び重要広域幹線景観形成区域を除く。）	建築物の高さが10メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）
	重要広域幹線景観形成区域	建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）
建築物の建築等 <u>（太陽光発電設備等の設置に係る建築等に限定。）</u>	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。）	<u>建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。以下同じ。）の合計が50平方メートル以下のもの</u>

別表第2（第7条関係）

行為の種類	地域	規模
建築物の建築等	景観計画区域（伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域、伝統環境調和区域及び重要広域幹線景観形成区域を除く。）	建築物の高さが10メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）
	重要広域幹線景観形成区域	建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、建築面積が500平方メートル以下のもの（当該建築物の存する一団の土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないものに限る。）

<p>工作物(太陽光発電設備等を除く。)の建設等(屋根面に設置する工作物の建設等を除く。)</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>工作物の高さが10メートル以下のもの</p>
<p>工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限定する。)の建設等</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>
	<p>伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域</p>	<p>当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が10平方メートル以下のもの</p>
<p>工作物(建築物に附属する太陽光発電設備等に限定する。)の建設等</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>
<p>開発行為</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>当該行為に係る土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないもの</p>

<p>工作物の建設等(屋根面に設置する工作物の建設等を除く。)</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>工作物の高さが10メートル以下のもの</p>
<p>工作物の建設等(屋根面に設置する工作物の建設等を除く。)</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>工作物の高さが10メートル以下のもの</p>
<p>工作物の建設等(屋根面に設置する工作物の建設等を除く。)</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>工作物の高さが10メートル以下のもの</p>
<p>工作物(建築物に附属する太陽光発電設備等に限定する。)の建設等</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>建築物の高さが10メートル以下であり、かつ、当該行為に係る部分のモジュール面積の合計が50平方メートル以下のもの</p>
<p>開発行為</p>	<p>景観計画区域(伝統環境保存区域、近代的都市景観創出区域及び伝統環境調和区域を除く。)</p>	<p>当該行為に係る土地の面積が市街化区域にあっては3,000平方メートルを、市街化区域以外の区域にあっては1,500平方メートルを超えないもの</p>

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
 - (2) 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
 - (3) 高さ 地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さをいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市街化区域 都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域をいう。
 - (2) 市街化区域以外の区域 都市計画法第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域及び同法第7条第3項に規定する市街化調整区域をいう。
 - (3) 高さ 地盤面（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第2項に規定する地盤面をいう。）からの高さをいう。
- 2 屋上突出部分の床面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さ5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

金沢市こまちなみ保存条例施行規則（平成6年規則第23号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第5条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の届出はこまちなみ保存区域内行為の届出書（様式第1号）に、条例第13条第1項による所有権の移転の届出をしようとする者の届出はこまちなみ保存建造物所有権移転の届出書（様式第2号）によらなければならない。</p> <p>2 こまちなみ保存区域内行為の届出書には、別表に掲げる図面等を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) こまちなみの保存育成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（<u>太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。</u>）</p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（<u>太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。</u>）</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>オ <u>工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの</u></p>	<p>第5条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者の届出はこまちなみ保存区域内行為の届出書（様式第1号）に、条例第13条第1項による所有権の移転の届出をしようとする者の届出はこまちなみ保存建造物所有権移転の届出書（様式第2号）によらなければならない。</p> <p>2 こまちなみ保存区域内行為の届出書には、別表に掲げる図面等を添付しなければならない。</p> <p>3 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) こまちなみの保存育成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築又は移転</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p>

カ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転

「削る。」

キ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物等の 新築等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置及び既存樹木等の位置
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の着立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の

オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転

カ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

キ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物等の 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置及び既存樹木等の位置
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の着立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の

		高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

		高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

金沢市用水保全条例施行規則（平成8年規則第6号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第5条 条例第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる行為をしようとする者は、保全用水内等行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第4項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 用水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ <u>建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）</u></p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（<u>太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。</u>）</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>オ <u>工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの</u></p> <p>カ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転</p> <p><u>「削る。」</u></p>	<p>第5条 条例第7条第1項各号又は同条第2項各号に掲げる行為をしようとする者は、保全用水内等行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第4項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 用水の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築又は移転</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転</p> <p>カ <u>建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その</u></p>

キ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類		図面等の種類	明示すべき事項
条例第7条第1項関係	条例第7条第2項関係		
橋りょうその他の工作物の設置、大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物等の 新築等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	敷地の境界線、建築物の位置及び既存樹木等の位置
		断面図	建築物等の高さ
		色見本等	高欄、橋面、外壁等の仕上げ材・色見本

他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

キ 次に掲げる木竹の伐採

(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

(エ) 仮植した木竹の伐採

(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類		図面等の種類	明示すべき事項
条例第7条第1項関係	条例第7条第2項関係		
橋りょうその他の工作物の設置、大規模な修繕若しくは模様替又は色彩の変更	建築物等の 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	敷地の境界線、建築物の位置及び既存樹木等の位置
		断面図	建築物等の高さ
		色見本等	高欄、橋面、外壁等の仕上げ材・色見本

		現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
堤防、護岸及び河床に係る工事		位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	行為地の境界線及び主要構造物等の位置
		断面図	行為の前後の形状を対比できる縦断面及び横断面
		現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	既存樹木及び伐採竹木の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画

		現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
堤防、護岸及び河床に係る工事		位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	行為地の境界線及び主要構造物等の位置
		断面図	行為の前後の形状を対比できる縦断面及び横断面
		現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
	木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
		平面図	既存樹木及び伐採竹木の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画

		<p>現況写真</p>	<p>行為地の2方向 以上からの写真 及び周辺との関 係写真</p>
---	--	-------------	--

備考 図面には縮尺を記入すること。

		<p>現況写真</p>	<p>行為地の2方向 以上からの写真 及び周辺との関 係写真</p>
---	--	-------------	--

備考 図面には縮尺を記入すること。

金沢市斜面緑地保全条例施行規則（平成9年規則第1号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>第5条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、保全区域内行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 斜面緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる土地の形質の変更</p> <p>(ア) 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更</p> <p>(イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>(エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が(ウ)と同程度のもの</p> <p>イ 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>(エ) 仮植した木竹の伐採</p> <p>(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>ウ 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転</p> <p>エ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（<u>太陽光を電気に変換するため</u></p>	<p>第5条 条例第7条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、保全区域内行為の届出書（様式第1号）に、別表に掲げる図面等を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 斜面緑地の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 次に掲げる土地の形質の変更</p> <p>(ア) 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更</p> <p>(イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更</p> <p>(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの</p> <p>(エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が(ウ)と同程度のもの</p> <p>イ 次に掲げる木竹の伐採</p> <p>(ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採</p> <p>(イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採</p> <p>(ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採</p> <p>(エ) 仮植した木竹の伐採</p> <p>(オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採</p> <p>ウ 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転</p> <p>エ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p>

の設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備(以下「太陽光発電設備等」という。)の設置に係るものを除く。)

オ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの(太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。)

カ 工作物(建築物以外の工作物(橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。)をいう。)の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「新築等」という。)で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

キ 工作物(建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。)の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積(太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。)の合計が10平方メートル以下のもの

ク 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転
「削る。」

ケ 物件の堆積で、当該堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表(第5条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土及び盛土の位置並びに擁壁、排水施設その

オ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

カ 工作物(建築物以外の工作物(橋りょうを除く。)をいう。)の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの

キ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転

ク 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

ケ 物件のたい積で、当該たい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表(第5条関係)

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土及び盛土の位置並びに擁壁、排水施設その

		他主要構造物（以下「主要構造物等」という。）の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の高、切土及び盛土の位置並びに主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物等の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真	行為地の2方向以上の写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件の 堆積	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法、物件の 堆積区域 、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置

		他主要構造物（以下「主要構造物等」という。）の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の高、切土及び盛土の位置並びに主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物等の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真	行為地の2方向以上の写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採又は物件の たい積	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法、物件の たい積区域 、跡地整備計画並びに遮へい施設等の位置

	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面並びに伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
建築物等の <u>新築等</u>	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面並びに伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
建築物等の <u>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更</u>	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物の位置、既存樹木等の位置、植栽計画及び排水施設
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

備考 図面には縮尺を記入すること。

金沢の歴史的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例施行規則（平成14年規則第12号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(適用除外)</p> <p>第6条 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 寺社風景の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ <u>建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。）の設置に係るものを除く。）</u></p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（<u>太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。</u>）</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょう及び<u>太陽光発電設備等</u>を除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>オ <u>工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの</u></p> <p>カ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転</p> <p><u>「削る。」</u></p> <p>キ 次に掲げる木竹の伐採</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第6条 条例第7条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 寺社風景の保全に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 仮設の建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転</p> <p>イ 建築物の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>ウ 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの</p> <p>エ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の<u>新築、増築、改築又は移転</u>で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下のもの</p> <p>オ 寺社等の境内地又は墓地における鳥居、灯ろう、墓碑等の新築、増築、改築又は移転</p> <p><u>カ 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更</u></p> <p>キ 次に掲げる木竹の伐採</p>

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ク 次に掲げる土地の形質の変更

- (ア) 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
- (ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が(ウ)と同程度のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物等の 新築等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物等の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

ク 次に掲げる土地の形質の変更

- (ア) 仮設の建築物等の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更
- (ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (エ) 土石の採取で、その採取による土地の形質の変更が(ウ)と同程度のもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第5条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
建築物等の 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物等の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途

	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造

	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物件及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造

		物の位置並びに土石の採取区域及び採取後の跡地整備計画
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の ^{のり} 高、切土、盛土及び主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物等の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	現況写真	行為地の2方向以上の写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

		物の位置並びに土石の採取区域及び採取後の跡地整備計画
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の ^{のり} 高、切土、盛土及び主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物等の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	現況写真	行為地の2方向以上の写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例施行規則（平成17年規則第9号）新旧対照表

改正案	現 行
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第9条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 美しい沿道景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 道路の新設、改築若しくは大規模な修繕で当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの又は道路の色彩の変更を伴わない舗装の修繕</p> <p>イ 道路の附属物の新築、改築、増築、移転又は大規模な修繕で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの</p> <p>ウ 次に掲げる広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更</p> <p>(ア) 法令等の規定により表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）</p> <p>(イ) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等の広告物等</p> <p>(ウ) 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第15条の2第1項の規定により指定された歴史的伝統的意匠屋外広告物</p> <p>(エ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下のもの</p> <p>(オ) (エ)に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、表示面積の合計が2平方メートル以下のもの</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第9条第3項第1号に規定する市長が定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 美しい沿道景観の形成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる行為で、次に掲げるもの</p> <p>ア 道路の新設、改築若しくは大規模な修繕で当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの又は道路の色彩の変更を伴わない舗装の修繕</p> <p>イ 道路の附属物の新築、改築、増築、移転又は大規模な修繕で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの</p> <p>ウ 次に掲げる広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更</p> <p>(ア) 法令等の規定により表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）</p> <p>(イ) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために使用するポスター、立札等の広告物等</p> <p>(ウ) 金沢市屋外広告物等に関する条例（平成7年条例第58号）第15条の2第1項の規定により指定された歴史的伝統的意匠屋外広告物</p> <p>(エ) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置する広告物等で、一の住所又は事業所、営業所若しくは作業場当たりの表示面積の合計が5平方メートル以下のもの</p> <p>(オ) (エ)に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で、表示面積の合計が2平方メートル以下のもの</p>

- (カ) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示するものであり、かつ、宣伝の用に供さないもの
 - (キ) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (ク) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (ケ) 電車又は自動車に表示される広告物で、自己の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの又は電車及び路線バスを除き表示面積の合計が5平方メートル以下のもの
 - (コ) 他の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って自動車に表示される広告物
 - (サ) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
 - (シ) 地方公共団体が設置する公共の掲示板に表示する広告物
 - (ス) 国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、市長が指定するもの
 - (セ) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、表示の大きさが当該施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下の寄贈者名等を表示する場合
 - (ソ) 表示又は設置の期間が7日以内の広告物等で、責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したもの
- エ 仮設の建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転
- オ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備（以下「太陽光発電設備等」という。））

- (カ) 工事現場の板塀その他これに類する板囲いに表示される広告物で、工事期間中に限り表示するものであり、かつ、宣伝の用に供さないもの
 - (キ) 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (ク) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (ケ) 電車又は自動車に表示される広告物で、自己の氏名、名称、店名若しくは商標若しくは自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの又は電車及び路線バスを除き表示面積の合計が5平方メートル以下のもの
 - (コ) 他の地方公共団体の屋外広告物に関する条例の規定に従って自動車に表示される広告物
 - (サ) 人、動物、車両（電車又は自動車を除く。）、船舶等に表示される広告物
 - (シ) 地方公共団体が設置する公共の掲示板に表示する広告物
 - (ス) 国、地方公共団体又は市長が指定する公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で、市長が指定するもの
 - (セ) 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、表示の大きさが当該施設又は物件の表示正面の大きさの20分の1以下であり、かつ、0.5平方メートル以下の寄贈者名等を表示する場合
 - (ソ) 表示又は設置の期間が7日以内の広告物等で、責任者の氏名、住所及び表示又は設置の期間を明記したもの
- エ 仮設の建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築又は移転
- オ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が10平方メートル以下のもの

の設置に係るものを除く。)

カ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの（太陽光発電設備等の設置に係るものを除く。）

キ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょう及び太陽光発電設備等を除く。）をいう。）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「新築等」という。）で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの

ク 工作物（建築物に附属しない太陽光発電設備等に限る。）の新築等で、当該行為に係る部分のモジュール面積（太陽電池モジュール又は集熱器の面積で、市長が定める基準により算定した面積をいう。）の合計が10平方メートル以下のもの

「削る。」

ケ 次に掲げる木竹の伐採

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

コ 次に掲げる土地の形質の変更

- (ア) 仮設の建築物等（広告物等に係るものを含む。（イ）において同じ。）の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更

カ 建築物（道路の区域にあるものを除く。）の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、当該行為に係る部分の面積の合計が10平方メートル以下のもの

キ 工作物（建築物以外の工作物（橋りょうを除く。）をいう。）の新築、増築、改築又は移転で、当該行為に係る部分の高さが1.5メートル以下であり、かつ、当該部分の長さが10メートル以下のもの

ク 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋りょう、鉄塔、電柱、街灯柱、信号柱、標識柱その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更

ケ 次に掲げる木竹の伐採

- (ア) 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採
- (イ) 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- (ウ) 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- (エ) 仮植した木竹の伐採
- (オ) 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採

コ 次に掲げる土地の形質の変更

- (ア) 仮設の建築物等（広告物等に係るものを含む。（イ）において同じ。）の新築、増築、改築又は移転の用に供する目的で行う土地の形質の変更
- (イ) 既存の建築物等の管理のために必要な土地の形質の変更

(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

サ 物件の^{のり}堆積のうち、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の^{のり}堆積で、当該^{のり}堆積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下であるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第6条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
道路の新設、改築、大規模な修繕若しくは色彩の変更又は道路の附属物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線並びに切土、盛土及び主要構造物等（主要構造物及び道路の附属物をいう。以下同じ。）の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（ ^{のり} 法高、切土、盛土及び主要構造物等を表示し

(ウ) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超える^{のり}法を生ずる切土又は盛土を伴わないもの

サ 物件の^{のり}たい積のうち、土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）の^{のり}たい積で、当該^{のり}たい積に係る部分の面積が10平方メートル以下であり、かつ、当該部分の高さが1.5メートル以下であるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為その他市長が届出を要しないと認めた行為

別表（第6条関係）

行為の種類	図面等の種類	明示すべき事項
道路の新設、改築、大規模な修繕若しくは色彩の変更又は道路の附属物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線並びに切土、盛土及び主要構造物等（主要構造物及び道路の附属物をいう。以下同じ。）の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（ ^{のり} 法高、切土、盛土及び主要構造物等を表示し

		たもの)並びに主要構造物等の断面
	着色した立面図	主要構造物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩
	色見本等	舗装、防護柵、街灯等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線、広告物等を表示又は設置をする位置及び建築物等の位置
	着色した立面図	広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩、広告物等の表示又は設置をする位置及び方法並びに建築物等の高さ及び壁面の面積
	色見本等	広告物等の仕上げ材・色見本

		たもの)並びに主要構造物等の断面
	着色した立面図	主要構造物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩
	色見本等	舗装、防護柵、街灯等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	敷地の境界線、広告物等を表示又は設置をする位置及び建築物等の位置
	着色した立面図	広告物等の形状、寸法、材料、構造、意匠及び色彩、広告物等の表示又は設置をする位置及び方法並びに建築物等の高さ及び壁面の面積
	色見本等	広告物等の仕上げ材・色見本

	現況写真	行為地の2方向以上からの写真、周辺との関係写真及び敷地内の現に表示又は設置をされている広告物等の写真
建築物等の 新築等	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物等の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物等及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図

	現況写真	行為地の2方向以上からの写真、周辺との関係写真及び敷地内の現に表示又は設置をされている広告物等の写真
建築物等の 新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	敷地の境界線、建築物等の位置、既存樹木等の位置及び植栽計画
	各階平面図	各階の間取り及び用途
	着色した2面以上の立面図	仕上げ方法、材料の種類、広告物等及び色彩
	断面図	建築物等及び各階の高さ
	色見本等	外壁、屋根、窓枠、工作物等の仕上げ材・色見本
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
木竹の伐採	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図

	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造物の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の ^{のり} 高、切土、盛土及び主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真	行為地の2方向以上

	平面図	既存樹木及び伐採木竹の位置、樹種及び目回り寸法並びに跡地整備計画
	断面図	伐採木竹の位置
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	平面図	行為地の境界線、切土、盛土及び主要構造物の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の ^{のり} 高、切土、盛土及び主要構造物等を表示したもの）並びに主要構造物の断面
	植栽計画図	保存する既存樹木、伐採木竹及び新たに植栽する木竹の位置、樹種及び目回り寸法
	現況写真	行為地の2方向以上

		からの写真及び周辺との関係写真
物件の <u>堆積</u>	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	行為地の境界線、主要構造物の位置及び敷地内における <u>堆積</u> の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の高、 <u>堆積</u> 及び主要構造物等を表示したもの）
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。

		からの写真及び周辺との関係写真
物件の <u>たい積</u>	位置図	方位、行為地の形状及び付近見取図
	配置図	行為地の境界線、主要構造物の位置及び敷地内における <u>たい積</u> の位置
	断面図	行為の前後の土地の形状を対比できる縦断面及び横断面（法の高、 <u>たい積</u> 及び主要構造物等を表示したもの）
	現況写真	行為地の2方向以上からの写真及び周辺との関係写真

備考 図面には縮尺を記入すること。